

『国富論』における土地所有（下）*

鈴木 亮

3

周知のように、スミスは、『国富論』第四篇において、「さまざまな時代と国民における富裕の進歩のちがい」¹⁾が成立させた二つの政治経済学として、重商主義と重農主義をとりあげて批判している。そのばあい、とくにスミスが力をいれて批判したのは重商主義であるが、それは、重商主義こそ転倒したヨーロッパの歩みを反映した学説であり、転倒を維持する政策であると考えられたからにはほかならない。つぎに、イギリス重商主義政策の一環たる農業保護政策にたいするスミスの批判をたどり、土地所有問題にたいするスミスの態度を考えてみたい。

スミスの重商主義政策批判の基本的な論点は、第一に、特定産業の保護は、その部門を肥大させて国内における資本と労働の自然な配分＝資本投下の自然的順序を歪めるということであり、第二に、「もしある外国がわれわれにある商品を、われわれがそれをつくることができるよりも安く供給しうるならば」²⁾われわれの方が安く生産しうる他の生産物でそれを買った方がいい、という一種の比較生産費論³⁾であるが、スミスは、農業保護政策批判にあたっては、それらとは異った論点を提示している⁴⁾。すなわち、スミスは、農業保護政策は、工業保護政策と異って、それが保護しようとする地主や農業者をなんら利するものではなく、一般的物価騰貴をまねいて諸産業の国際競争力を減退させる、というのである。

農業保護政策は、輸入抑制策と輸出奨励金制度との二側面をもつが、まずスミスは、農産物の輸入を完全に自由にしても農業者や牧畜業者が困ることはほとんどない、としてつぎのようにいう。すなわち、農産物の輸入禁止

や抑制が「グレート・ブリテンの牧畜業者や農業者にとって有利であることは、他の同種の諸規制がその商人や製造業者にとって有利であるのにとってもおよばない。」⁵⁾なぜなら、製造品に比較して農産物は、量がかさばるために輸送費が大きく、よほど大きな生産費格差がないかぎり輸入はごく少量にとどまるからである。したがって、製造品の輸入の完全な自由化は、国内の製造業のいくつかに打撃をあたえ、あるものを破滅させるかもしれぬが、「しかし土地の粗生産物のもっとも自由な輸入でさえ、その国の農業になにもそういう効果をあたえることはできないであろう。」⁶⁾イギリス農業生産力にたいする自信にあふれたこのスミスの主張が、どのような認識にもとづいているかは、後にみることにして、穀物輸出奨励金制度にたいするスミスの批判をみておこう。

スミスによれば、穀物輸出奨励金は「豊年に、異常な輸出をひきおこすことによって必然的に、国内市場における穀物価格を、それが自然に下落するであろうよりも高くしておく。……凶年には、奨励金はしばしば停止されるとはいえ、それでも奨励金が豊年にひきおこす大きな輸出が、ある年の豊富をもって他の年の欠乏を救うことを多かれ少なかれ妨げる……。」⁷⁾したがって、国内市場における穀物の貨幣価格は、恒常的に高く決まることになる。しかし、この穀物価格の上昇は、実質価格の上昇ではなく名目価格の上昇にすぎないから、地主や農業者の実質収入をなんらひきあげるものではない。穀物の実質価格とは、スミスによれば、その「穀物が維持し使用しうる労働の量」⁸⁾だから、ほとんど変化しないものである。しかし、穀物以外の諸生産物の貨幣価格に変化がなければ、穀物の貨幣価格の上昇は、地主や農業者にとって有利ではないだろうか？スミスは、穀物の貨幣価格は他のすべての商品の貨幣価格を規制するからそうはな

* 本論文の(上)は、本誌第24巻第2号に掲載。

1) *W. o. N., Works* Vol. 3, p. 138. 水田訳〈上〉353ページ。大内・松川訳(三)5ページ。

2) *Ibid.*, p. 183. 水田訳, 〈上〉, 377ページ。大内・松川訳, (三), 53ページ。

3) もちろんリカードの比較生産費論と同じではない。

4) スミスの農業保護政策の論理が工業保護政策のそれと異なる点をはじめて問題にされたのは、おそらく羽鳥卓也氏であろう。羽鳥卓也『古典派経済学の基本問題』, 未来社, 1972. 補論I。

5) *W. o. N., Works*, Vol. 3, p. 186. 水田訳, 〈上〉, 379ページ。大内・松川訳, (三), 62ページ。

6) *Ibid.*, p. 187. 水田訳, 〈上〉, 379ページ。大内・松川訳, (三), 62～3ページ。

7) *Ibid.*, pp. 264-5. 水田訳, 〈下〉, 11ページ。大内・松川訳, (三), 157ページ。

8) *Ibid.*, p. 275. 水田訳, 〈下〉, 15ページ。大内・松川訳, (三), 170ページ。

らない、という。穀物の貨幣価格が他のすべての商品の貨幣価格を規制する、とはどういうことなのだろうか？

スミスの説明によれば、その規制の道筋は二本ある。まず第一は、労働者の賃金を規制する道筋である。すなわち賃金は「労働者がかれおよびかれの家族を維持するのに十分な穀物の量を購買することができる」⁹⁾ものでなければならないからである。第二は、他の土地の粗生産物の貨幣価格を規制することによるものである。すなわち、穀物の貨幣価格が騰貴すれば、牧草地その他が穀作地に転換され、羊毛その他の製造業原料や交通手段が騰貴するからである。かくして、穀物の貨幣価格は、これら「双方を規制することによって、完成した製造品の貨幣価格を規制する」¹⁰⁾のであって、その上昇は、物価の一般的騰貴をまねき、製造業者にたいする地主や農業者の相対的地位を少しも高めるものではないのである。そればかりか、この理論によれば、穀物輸出奨励金は、国内市場における穀物の貨幣価格を高めに維持するのに外国市場ではそれを低下させるから、外国の産業に「われわれ自身の産業にたいする二重の有利さをあたえる」¹¹⁾ものである。

スミスの農業保護政策批判はほぼ以上のとおりであるが、それでは、スミスは、それらの政策を、だれが、だれのために案出したと考えるのだろうか？ スミスは、それらの政策によって利益をえた唯一の者は穀物貿易商人である、という。つまり奨励金制度は、豊年には、それがないばあいよりも大きな輸出をひきおこし、凶年には大きな輸入をひきおこしてかれらの事業を増大させたからである。スミスによれば、農業者や地主が穀物諸法を導入したのは、商人や製造業者をまねたのであって、「かれら自身の利害についての完全な理解をもって」¹²⁾ではなかったのである。このようにいったからといってもちろん、スミスは、穀物商業の重要性を否定しているわけではない。それどころか、第四篇第五章において、奨励金制度を批判したあとに長い余論を附して、自由な穀物商業がいかに重要であるか、を論じているのである。この部分は、本稿の主題との関連で重要な論点をふくんでいるので、以下にスミスの論旨をたどっておこう。

9) *Ibid.*, p. 268. 水田訳, 〈下〉, 11 ページ。大内・松川訳, (三), 162 ページ。

10) *Ibid.*, p. 269. 水田訳, 〈下〉, 12 ページ。大内・松川訳, (三), 163 ページ。

11) *Ibid.*, p. 275. 水田訳, 〈下〉, 15 ページ。大内・松川訳, (三) 170 ページ。

12) *Ibid.*, p. 276. 水田訳, 〈下〉, 17 ページ。大内・松川訳, (三), 171 ページ。

スミスは、まず穀物商業を、国内取引商、国内消費むけ輸入商、外国消費むけ輸出商、仲継商の四つにわけているが、スミスがもっとも重視するのは、いうまでもなく国内取引商である。スミスは、国内取引商人の利害は人民のそれと一致する、という。その理由は、第一に、穀物は季節的な商品であるが、国内取引商人は、穀物の少ない季節には、穀物価格を適度にひきあげて人々に節約させ、年間をつうじて穀物の供給がうまくおこなわれるようにする、ということである。このばあい、需給や価格についての判断が重要であるが、スミスによれば、国内取引商人ほど正確に判断しうる者はいないのである。第二に、穀物は、どこの国でも消費量が最大の商品であるから、「少数の私人の資本が購買しうるところを、はるかにこえている」¹³⁾だけでなく、その生産者の数はきわめて多く、しかも全国各地に散在しているから、それに応じて国内取引商も数が多く散在していて、結社をつくることはほとんどできず、したがってかれらは、独占の傾向をもたない、ということである。第三に、払底や欠乏の真の原因は、ときには戦争による荒廃であるが、圧倒的に多いのは季節不順であって、自由な国内の穀物取引は、その唯一の緩和剤であるということである。スミスは、季節不順といっても、一国全体が凶作ということはめったになく、不作の地方と平年作あるいは豊作の地方があるのであって、自由な穀物取引は後者で前者を補うことによって飢饉を防止する、というのである。したがってスミスは、欠乏の年に下層民が「かれらの困窮の原因を穀物商人の貪欲」のせいにして襲撃することを、つぎのように嘆いている。たしかに穀物商人は、若干の農業者と契約を結んで「一定の年数にわたって一定量の穀物を一定の価格で供給するように決めている」¹⁴⁾から欠乏の年には高利潤をうる。しかし、この高利潤は、穀物がいたみやすく、かつ価格の変動をうけやすいものであること、などから生ずる損失を補償するていどにすぎない。その証拠に、この商売だけで大財産がつくられたことはないし、欠乏の年には民衆の憎悪の的となるために、それは、製粉業者、製パン業者、ひきわり業者、穀物問屋、行商人などの下層商人にしかまかされていない、と。

スミスは、国内取引商人の利害は人民の利害と一致する、という命題を以上のように説明しているのであるが、さらに積極的に「農業者の営業については、穀物商

13) *Ibid.*, p. 294. 水田訳, 〈下〉, 21 ページ。大内・松川訳, (三), 193 ページ。

14) *Ibid.*, p. 297. 水田訳, 〈下〉, 23 ページ。大内・松川訳, (三), 196 ページ。

人のそれのように多く、穀物の栽培に貢献する営業はない¹⁵⁾として、これまでのヨーロッパの政策が農業者に穀物商業の兼業を強制して、その独立を禁止してきたことを非難している。スミスの主張によれば、農業からの穀物商業の独立は、第一に、流通費を節約して都市の住民に安い穀物を提供でき、第二に、農業者が自分の資本と労力のすべてを農業に投じて、それらを「もっとよく改良し耕作するために、もっと多くの家畜をかいもっと多くの使用人を雇用するのに」¹⁶⁾使うことができ、そして第三に、農業者を地主への依存から解放するのである。第一と第二の論点にはほとんど問題がないと思われるので、つぎに第三の論点についてのスミスの説明を引用しておこう。すなわち、穀物商人が独立して農業者とのあいだに恒常的な交渉が確立すると、農業者は「かれらの営業が……こうむりやすい諸事故のどれかがおこったばあいに、かれらは……富裕な穀物商人のなかに、かれらを支持しようという利害関心と、それをする能力との双方をもった人物を見出すであろう。そしてかれらは、現在のように、かれらの地主の忍耐やその執事の慈悲にまったく依存することはなくなるであろう。」¹⁷⁾

さて、スミスの重商主義批判の基本的な論点のひとつは、特定部門の保護は、その部門を肥大させ、資本と労働の自然的配分を歪める、ということであったが、これまでみてきたように、スミスによれば、農業保護政策はなんら農業を利せず、したがって農業を肥大させるものではないのである。これは、すでに本稿第一節でみたように、資本の自然的投下順序のなかでスミスが農業にあたえた特別の地位に対応するものであろう。スミスが、ヨーロッパの歩みの“転倒”を問題とするにあたって、ヨーロッパではなぜ農業が有利な投資対象になっていないかを問題にし、その原因として重商主義政策をあげ、その歴史的基盤を土地不足＝大土地所有制の存続にもとめていたことは、すでにみたとおりである。スミスが重商主義を批判し、産業活動の自由を主張するとき、かれは、この自由こそ、肥大した貿易部門その他から資本を農業や国内取引商業などへ導いて、産業の自然的構造を実現するものである、と考えていたのである。スミスによれば、産業活動が自由であるためには、その安全が保証されていなければならない。しかし、それも、イギリ

スではすでに解決済みである。「自分自身の境遇を改善しようとする各個人の自然的努力は、自由と安全保証をもって活動するにまかせられているばあいは、……それだけで……、その社会を富と繁栄にいたらせることができる。……グレート・ブリテンでは、産業は完全な安全保証をもっている。そしてそれは、完全な自由からほど遠いとはいえ、ヨーロッパの他のどの部分においてとも、同じく自由であるか、それより自由である。」¹⁸⁾ スミスは、こうした認識によって、イギリス農業生産力の優位への自信をもち、産業活動の自由の拡大による商品交換のいっそうの展開が、地主の支配力をますます弱め、農業者の地位をいっそう高めていくことを展望したのだ、といえるだろう。ところで、このことは、地代は資本蓄積の進展につれて上昇するから、地主階級の利益は「社会の一般的利益と結びついている」という第一篇第十一章の結論と矛盾しないだろうか？ これは、大土地所有制の存続を認めたうえで、資本蓄積促進の観点から地主にどのような役割をふりあてるか、という問題でもあろう。この問題についてのスミスの考えは、『国富論』第五篇第二章の地代税に関する議論からうかがうことができるように思われる。

4

スミスは、いかなる租税も、最終的には地代、利潤、賃金という三つの基本収入のいずれかから、あるいはそれらすべてから支払われることになるとして、あらゆる租税を検討するなかで、もっとも妥当な租税として地代税と官吏俸給税を、それらにつぐものとして奢侈品消費税をあげている。官吏俸給税は国家支出の節約にすぎないから、結局スミスがもっとも妥当と考えたのは地代税であり、それについて奢侈品消費税ということになるだろう。

スミスが“妥当な”というばあい、そこには、地代税と奢侈品消費税以外のいかなる税も、いわゆる租税転嫁によって、結局はこれらの税に帰着する、という意味と、この二つの税以外の税はすべて悪税である、という意味の二つがふくまれている¹⁹⁾。たとえば、すべての利潤への課税は資本を国外に流出させて産業活動の衰退をまねくから悪税であり、特定部門への課税は、それが農業利潤であれば、地代に転嫁されて地主の負担になり、製造業の利潤であれば製品価格への転嫁をつうじて消費者の

15) *Ibid.*, p. 306, 水田訳, 〈下〉, 28 ページ。大内・松川訳, (三), 206 ページ。

16) *Ibid.*, p. 304, 水田訳, 〈下〉, 27 ページ。大内・松川訳, (三), 204 ページ。

17) *Ibid.*, p. 305, 水田訳, 〈下〉, 27 ページ。大内・松川訳, (三), 205-6 ページ。

18) *Ibid.*, p. 319-20. 水田訳, 〈下〉, 35 ページ。大内・松川訳, (三), 229-30 ページ。

19) この点の指摘は、高島善哉, 「スミス『国富論』」, 春秋社, 1964. 369 ページ。

負担になる、というわけである。その製造品が労働者の生活必需品であれば、労働力の再生産に支障をきたすことになり、悪税ということにもなる。この例からもうかがわれるように、租税を論ずるばあいのスミスの態度は、なによりもまず資本の蓄積を妨げない租税の探究ということであるが、これはまた、おのずから資本の蓄積を促進するような租税のあり方をさぐる、というより積極的な姿勢を生むであろう。スミスのそうした積極的な姿勢は、かれの地代税に関する議論のなかに認められる。

スミスによれば、地代税には、地代が変化しても変らない固定的なものと地代の変化に応じて変るものとの二種類がある。これまでのイギリスの地租は前者であるが、スミスは、この種の税は、制定頭初は公平であっても「時がたつにつれて、その国のさまざまな部分の耕作の改良と怠慢の度合のちがいに依じて」²⁰⁾ 不公平になるから、租税の四原則、すなわち公平の原則、确实の原則、便宜の原則、最少徴収費の原則のうち公平の原則に反するうえに、地代の上下に応じて地主が得をしたり損をしたりし、貨幣価値の変動に応じて国家収入が増減するからひじょうに不安定であり、永続的国家にはふさわしくない、としてしりぞける。それゆえスミスがとるのは、地代の変化に応じて変る地代税である。まずこの種の税についてのスミスの絶賛の声をきいておこう。

「社会の状態がどんなに変わっても、農業が進歩しても衰退しても、銀の価値がどんなに変わっても……この種の税は、ひとりでに、……事物の現実の状態に容易に適応していくであろうし、これらすべてのさまざまな変化のなかにあって、ひとしく正当であり公平であるだろう。したがってこの税は、永久不変の一規則として、あるいはいわゆる国家の一基本法として制定するのに、〔固定的な地代税よりも〕はるかに適しているであろう。」²¹⁾

地代の変化に応じて変る地代税を、スミスは、以上のように絶賛するのであるが、この種の税にもまったく問題がないわけではない。スミスは、それらの問題をあげて具体的な解決策を示しているのである。その一つは、固定的税に比して確定性が劣るのではないか、という問題である。スミスは、それについては「地主と借地人が連名でその借地契約を公共登記簿」²²⁾ に登録することを義務づけ、隠匿や偽記には適当な罰金を科するようにす

ることで解決できる、としている。もう一つは、この種の税は、地代が上昇すれば税も上るのだから、地主の改良意欲を減退させるのではないか、という問題である。この問題にたいしては、スミスは、地主が改良をはじめにさきだて、同数の、近所の地主と農業者からなる委員会をつくって公平な土地の評価をおこなわせ、地主が改良のために投じた「費用が完全に補償されるのに充分……な年数にわたって、この評価額にしたがって地主に課税することにすれば」²³⁾ いい、と提案しているのである。以上のように、スミスによれば、地代の変化に応じて変る地代税が伴う問題はいずれも容易に解決可能なものばかりである。そればかりか、さらに積極的に、スミスは、この種の税は土地の改良と耕作の奨励に役立ちうる、と主張するのである。

スミスが、この種の税は土地の改良と耕作の奨励に役立ちうる、というとき、およそ三つのことが考えられていたように思われる。第一は、スミスが、「主権者自身の収入の増大への関心から、主権者の注意を土地の改良にむけさせることは、この種の地租がめざす主要な利点の一つである」²⁴⁾ といっていたことである。スミスによれば、主権者のこのばあいの役割は、地主と農業者に「かれらの利益をかれら自身のやりかたでかれら自身の判断にしたがって追求させること」と「かれら自身の勤労の報酬を充分享受させるというもっとも完全な安全保障をあたえること」および「かれの領土のすべての部分をつうじて水陸両路のもっとも容易で安全な交通を確立して、かれらの生産物全部にたいするこのうえなく広範な市場」²⁵⁾ を提供することなどである。第二は、この種の税を操作することによって地主に自ら耕作するように奨励することができる、ということである。すなわち「地主が自分の土地の一部を自ら占有することを望むばあいは……税の穏当なひきさが……認められていだろう。……地主がかれ自身の土地の一部を耕作するように奨励するのは、重要なことである。かれの資本は一般に借地人のそれよりも大きく、劣った技倆をもってしても後者より多く生産しうる。地主はいろんな実験を手がける余裕があり、また概してこれをやりたがるものだ。……かれの成功した実験は、全国の改良と耕作改善に役

20) *W.o. N., Works*, Vol. 4, pp. 259-60. 水田訳, 〈下〉, 243 ページ。大内・松川訳, (四), 245 ページ。

21) *Ibid.*, pp. 269-70, 水田訳, 〈下〉, 248 ページ。大内・松川訳, (四), 256 ページ。

22) *Ibid.*, p. 264. 水田訳, 〈下〉, 245 ページ。大内・松川訳, (四), 250 ページ。

23) *Ibid.*, p. 268. 水田訳, 〈下〉, 247 ページ。大内・松川訳, (四), 255 ページ。

24) *Ibid.*, p. 268. 水田訳, 〈下〉, 247 ページ。大内・松川訳, (四), 255 ページ。

25) *Ibid.*, p. 269. 水田訳, 〈下〉, 247 ページ。大内・松川訳, (四), 256 ページ。

立つ。』²⁶⁾ 第三は、この種の税を操作することによって農業者に不利な借地慣習をなくすることができる、ということである。たとえば、ある地主は、借地契約を更新するばあいには、地代をあげずに一時金をとることがあるが、これは、地主の浪費のために農業者の資本を大量に奪うものであるから、こうした一時金には、通常の地代税よりも重い税をかければよい、というのである。また、地主が借地人に「全借地期間にわたって特定の耕作方法や特定の栽培順序を指定」²⁷⁾するばあいには、これを労役地代とみなして重税を課すればいいし、地主が現物地代を要求するばあいにも同様にすればいい、というわけである。

さて、スミスの地代税に関する主張は以上のとおりであるが、本稿の主題との関連で注意すべきは、スミスが第一に、地主を主要な税負担者としていること、第二に、地主の農業上の一般的役割を土地改良投資としていること、第三に、寄生的地主から進取の精神に富んだ耕作地主への転化を期待していること(ただし勤勉な借地農業者を追いださないかぎり)第四に、農業者の地主からの独立に地代税を利用することを主張していることなどであろう。なお、スミスが土地改良というばあい、それは「借地人の家を建築し補修すること……必要な排水や囲い込み、およびその他本来地主がつくり維持すべき高価な諸改良」²⁸⁾を意味している。

むすび

これまでみてきたことは、つぎのようにまとめることができるであろう。

まずスミスは、第二篇第五章において、ヨーロッパで資本投下が自然的順序でおこなわれていないのは、農業が有利な投資対象になっていないからだとして、その理由を商工業優先の政策＝重商主義にもとめた。ついで第三篇第一章において、重商主義は、土地不足が農村と都市＝農業と商工業の自然な関係を破壊し、「富裕の自然的進歩」のコースをふみはずさせた結果だとした。そしてこの土地不足の原因は土地独占であるとして、その歴史的起源を封建的大土地所有制にもとめ、第三篇第二章以下では、封建的大土地所有制のもとで成立した都市＝商工業の発展が、結局は封建的大土地所有制を解体して

農業生産力の発展をもたらしてきているとする。しかし、この封建的大土地所有の解体は、領主が権力と権威を放棄してたんなる地主になったということであって、大土地所有制自体は存続しているのである²⁹⁾。したがってこの過程は、実際に農耕を営む者の側からすれば、農奴から自由な借地農業者への変化であって、小土地所有農民の成立ではない。スミスは、小土地所有農民が広汎に成立すると、土地市場への土地の豊富な供給が地価を低下させて資本が農業に流入しやすくなると考えるが、地主制をただちに解体して小土地所有者を造出することを主張しているわけではない。そうした改革は、大きな混乱を生み、私的所有の安全を脅すと考えたのであろう。それよりもスミスは、大土地所有制や重商主義政策にもかかわらず、イギリスがヨーロッパのどの国よりも富裕になってきた事実を目をむける³⁰⁾。そして、その理由として、イギリスでは、勤労の成果の享受＝私的所有の安全が完全に保証されており、産業活動が比較的自由であることをあげるのである。そこから、重商主義政策の漸次的撤廃＝産業活動の自由のいっそうの拡大、という政策的主張がでてくる。重商主義政策のおかげでえていた独占利潤の消滅とその部門での資本過剰の発生は、農業に資本が流れるための一条件になるだろう。農業にほんとうに資本が流れこむためには、農業者が地主から完全に独立していなければならない。商品交換の発展自体がこの独立をうながすが、国家も租税政策をつうじて農業者にたいする地主の支配を抑える必要がある。しかし、大土地所有という制限は依然として存在するわけで、それにもかかわらず農業における資本を豊富にするには地代の資本化をはかる以外にない。つまり、地主の土地改良投資と地主の耕作地主化の奨励である³¹⁾。資本蓄積がすすむにつれて地代が上昇するから、地主階級の利益は「社会の一般的利益と結びついている」という第一篇第十一章の主張は、地主の重商主義責任の免除とともに、地主階級を産業資本の蓄積の論理に従わせるための説得の論理でもあったといえるのではないだろうか。

(佐賀大学教養部)

29) このスミスの把握は、コミュニティーをつうじてなしくずし的に領主が地主化していったイギリスの歴史過程のスミスなりの理解であろう。

30) スミスが「当時のイギリスの財産関係をうけいれた」(Eli Ginzberg, *The House of Adam Smith*, 1964. p. 35)のは、こうした歴史的事実の認識にもとづいている。

31) このスミスの地主論を、ステュアートやのちのマルサスのそれと比較すると興味深いであろう。

26) *Ibid.*, p. 266. 水田訳, 〈下〉, 246 ページ。大内・松川訳, (四), 253 ページ。

27) *Ibid.*, p. 265. 水田訳, 〈下〉, 245 ページ。大内・松川訳, (四), 252 ページ。

28) *Ibid.*, p. 429. 水田訳, 〈下〉, 331 ページ。大内・松川訳, (五), 46 ページ。